

「宇土市老人ホーム」における指定管理候補者の選定結果について

宇土市では、「宇土市老人ホーム条例」第3条の規定に基づき、「宇土市老人ホーム」の指定管理者について、宇土市指定管理者選定委員会での審査を経て、「宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条の指定管理候補者の選定の特例により、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

宇土市養護老人ホーム芝光苑

2 指定管理候補者

宇土市社会福祉事業団

理事長 元松 茂樹

宇土市南段原町161番地1

3 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

4 宇土市指定管理者選定委員会

開催日：令和6年9月26日

委員：(委員長代理) 光井 正吾 (企画財政部長)

古川 隆雄 (学識経験者)

鏡 純子 (施設利用者等)

※「宇土市指定管理者選定委員会採点集計表」参照

5 選定に至った経緯、理由

審査基準表による採点は、委員1人あたりの持ち点が100点で、委員全員(3人)300点が満点となるが、当委員会では、この採点において、全体の6割以上の点数、すなわち180点以上の合計点数が獲得できれば、指定管理者として適切であると判断している。

今回の審査による採点の結果は、240点(委員1人平均80点)であり、施設利用者及び家族との良好な関係性を保ち、長年の管理運営の経験を通じて、老朽化が進む施設の維持管理や具体的な課題等にも対応できることが選定委員会で評価を得た。

この選定委員会の結果を踏まえ、「宇土市社会福祉事業団」を指定管理候補者として選定することとした。

宇土市指定管理者選定委員会採点集計表

施設名：宇土市養護老人ホーム芝光苑

選定基準（指定手続条例第3条）	評価項目	配点合計	宇土市社会福祉事業団
住民の平等な利用を確保できるものか	住民の平等な利用	30	26
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	入所者の福祉の向上	180	146
	サービスの向上		
	施設の維持管理		
事業計画書の内容が、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであるか	経理的基盤	45	33
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか	実施体制	45	35
		300	240